

第 39 号議案

中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年7月25日提出

中間市長 松下 俊男

中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)等の特例を定めるものとする。

(市長及び副市長の給与の額の特例)

第2条 特例期間における市長及び副市長の給料月額、中間市特別職職員の給与等に関する条例(以下「特別職給与条例」という。)第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市長又は副市長の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市長 特別職給与条例第2条に定める額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額

(2) 副市長 特別職給与条例第2条に定める額から、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額

2 特例期間における市長及び副市長の期末手当の額は、特別職給与条例第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市長又は副市長の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市長 前項第1号の規定による給料月額に、特別職給与条例第5条第2項に定める割合を乗じて得た額

(2) 副市長 前項第2号の規定による給料月額に、特別職給与条例第5条第2項に定める割合を乗じて得た額

(教育長の給与の額の特例)

第3条 特例期間における教育長の給料月額は、中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年中間市条例第21号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に100分の12を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 特例期間における教育長の期末手当の額は、前項の規定による給料月額に、特別職給与条例第5条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

(一般職の職員の給与の額の特例)

第4条 特例期間における中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(一般職給与条例第1条に規定する職員をいい、以下「一般職の職員」という。)の給料月額は、中間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年中間市条例第14号)附則第7条の規定にかかわらず、一般職給与条例第4条第1項の規定による給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される次表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、一般職給与条例第8条の3、第12条、第14条、第17条及び第18条に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職給与条例第4条に定める額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
行政職給料表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
消防職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
医療職給料表(一)	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
医療職給料表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
医療職給料表(三)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77

2 特例期間における一般職の職員の給与のうち次に掲げる給与は、一般職給与条例第16条の2第1項から第5項まで及び第16条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当 一般職給与条例第16条の3に定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額

(2) 一般職給与条例第16条の2第1項から第5項までの規定により支給される給与
当該一般職の職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める額

ア 一般職給与条例第16条の2第1項 前項の規定により支給される給料月額

イ 一般職給与条例第16条の2第2項又は第3項 前項の規定により支給される給料月額に100分の80を乗じて得た額

ウ 一般職給与条例第16条の2第4項 前項の規定により支給される給料月額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 一般職給与条例第16条の2第5項 前項の規定により支給される給料月額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間における一般職給与条例第11条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(部分休業をしている職員の給与の額の特例)

第5条 特例期間における中間市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中間市条例第5号)第17条の規定の適用については、同条中「同条例第15条」とあるのは、「中間市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年中間市条例第 号)第4条第3項」とする。

(介護休暇をしている職員の給与の額の特例)

第6条 特例期間における中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)第16条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第15条」とあるのは、「中間市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年中間市条例第 号)第4条第3項」とする。

(端数計算)

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。